

大竹市告示第161号

大竹市家庭用防犯カメラ等設置費補助金交付要綱を次のように定める。

令和7年10月24日

大竹市長 入 山 欣 郎

大竹市家庭用防犯カメラ等設置費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市民の防犯意識の向上を図り、安全で安心なまちづくりを推進するため、住宅に家庭用防犯カメラ又は録画機能付きインターホン(以下「防犯カメラ等」という。)を設置した市民に対し、予算の範囲内において大竹市家庭用防犯カメラ等設置費補助金(以下「補助金」という。)を交付するものとし、その交付に関しては、大竹市補助金等交付規則(昭和48年大竹市規則第37号)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 家庭用防犯カメラ 犯罪の予防を目的として継続的に設置され、住宅の敷地内を撮影するために屋外に固定された装置をいう。
- (2) 録画機能付きインターホン 屋外と屋内の専用通話に利用できる電話式の装置で、訪問者があるときに付属カメラにより、映像及び音声による録画が開始され、その映像が屋内装置でも確認でき応答できる機能を持つ建物の付帯設備をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 本市において、自ら所有し居住する住宅に防犯カメラ等を新たに設置した者
- (2) 補助金の交付を申請する日(以下「申請日」という。)において、本市の住民基本台帳に記載されている者
- (3) 世帯全員が、大竹市税を滞納していない者
- (4) 世帯全員が、大竹市暴力団排除条例(平成24年大竹市条例3号)第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員若しくは同条第3号に規定する暴力団員等又はこれらの者と密接な関係を有する者でないもの

(家庭用防犯カメラを設置する基準)

第4条 補助金の交付を受けようとする者は、家庭用防犯カメラを設置すると

きは、近隣住民等のプライバシー保護に留意し、設置しなければならない。
ただし、やむを得ず敷地外が撮影範囲に入るときは、撮影範囲に入る住宅その他の物の所有者又は使用者に事前に説明を行い、同意を得ておかなければならない。

(補助対象経費)

第5条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、新品の防犯カメラ等の購入及び設置等に係る費用（消費税及び地方消費税を含む。）であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) 国、地方公共団体その他の団体による他の補助金を受けて購入及び設置等するものでないこと。

(2) 申請日の属する年度の4月1日から申請日までの間に購入した防犯カメラ等の購入及び設置費用等であること。

2 前項の規定にかかわらず、クーポン券、ポイント等で値引きされた額は補助対象経費から除くものとする。

(補助金の額等)

第6条 補助金の額は、補助対象経費に2分の1を乗じて得た額（その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とし、1万円を上限とする。

2 補助金の交付回数は、購入した防犯カメラ等の台数にかかわらず、1つの住宅につき1回を限度とする。

(交付の申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、購入した日の属する年度の2月末日（閉庁日の場合にあっては、直前の開庁日）までに、大竹市家庭用防犯カメラ等設置費補助金交付申請書兼請求書（様式第1号）により、市長に申請しなければならない。

2 前項の規定による申請は、持参又は電子情報処理組織（市の機関の使用に係る電子計算機とその手続等の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用する方法により行うものとする。

3 第1項の規定による申請には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
ただし、前項の電子情報処理組織を使用する方法により申請する場合は、当該書類を撮影した画像データその他市長が適当と認める電磁的記録を添付するものとする。

(1) 防犯カメラ等の購入費用及び工事費用が分かる領収書又はレシートの写し（購入日、購入価格及び工事費用等が確認できるもの）

- (2) 購入した防犯カメラ等の機能等が確認できるカタログ又は仕様書等の写し
 - (3) 口座名義人、口座番号等が明記されている通帳又はキャッシュカード等の写し
 - (4) 防犯カメラ等の設置状況が確認できる写真
 - (5) その他市長が必要と認めるもの
- (交付の決定)

第8条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適正と認めたときは補助金の交付を決定し、大竹市家庭用防犯カメラ等設置費補助金交付決定兼確定通知書（様式第2号）により、補助金を交付しないことを決定したときはその理由を付して、大竹市家庭用防犯カメラ等設置費補助金不交付決定通知書（様式第3号）により、当該申請者に通知するものとする。

- 2 市長は、前項の規定により補助金の交付を決定したときは、速やかに当該補助金を交付するものとする。

(交付の決定の取消し)

第9条 市長は、申請者が偽りその他不正の方法により補助金の交付を受けたときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(補助金の返還)

第10条 市長は、前条の規定により補助金の交付の決定を取り消したときは、既に交付した補助金の全部又は一部を返還させるものとする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和7年11月10日から施行する。

(補助対象経費の特例措置)

- 2 令和7年度における第5条第1項第2号の規定の適用については、同号中「申請日の属する年度の4月1日から」とあるのは「施行の日から」とする。

(交付の申請の特例措置)

- 3 令和7年度における第7条第1項の規定の適用については、同項中「購入した日の属する年度の3月31日(閉庁日の場合にあつては、直前の開庁日)まで」とあるのは「令和8年2月27日まで」とする。

附 則 (令和8年3月2日告示第24号)

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

附 則（令和８年８月１７日告示第１３６号）

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和８年８月１８日から施行する。

（経過措置）

- 2 この要綱による改正後の大竹市家庭用防犯カメラ等設置費補助金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後の申請について適用し、同日前の申請については、なお従前の例による。

様式第 1 号（第 7 条関係）

大竹市家庭用防犯カメラ等設置費補助金交付申請書兼請求書

年 月 日

大竹市長 様

(申請者)
住 所 〒 —

ふりがな
氏 名
生年月日
連 絡 先

大竹市家庭用防犯カメラ等設置費補助金の交付を受けたいので、大竹市補助金等交付規則及び大竹市家庭用防犯カメラ等設置費補助金交付要綱の内容を了承の上、次のとおり補助金の交付の申請を行い、補助金の交付が決定されたときは、交付の決定日をもって請求します。

申請内容

防犯設備	☐ 防犯カメラ	☐ 録画機能付きインターホン
購入年月日	年 月 日	年 月 日
必要経費	① 円	② 円
申請額（請求額） （①＋②）÷ 2 ※100 円未満切り捨て 上限 1 万円	円	

振込先口座

フリガナ											
口座名義人											
振込先口座	金融機関名					支店名					
	口座種別	1 普通 2 当座				口座番号					
	ゆうちょ銀行	記号					番 号				

誓約・同意

裏面の誓約事項・同意事項について全て確認しました。
誓約事項に反することが判明した場合、補助金を返還します。

申請者署名 _____

添付書類

- ☐ 防犯カメラ等の領収書等の写し
(購入日、購入費用、工事費用等が分かるもの)
- ☐ カタログや仕様書等の写し
(防犯カメラ等の機能等が確認できるもの)
- ☐ 通帳又はキャッシュカード等の写し
(口座名義人、口座番号等が明記されているもの)
- ☐ 防犯カメラ等の設置状況が確認できる写真

誓約事項

- ☐ 大竹市に居住しています。
- ☐ 世帯全員が大竹市税の滞納をしていません。
- ☐ 世帯全員が、大竹市暴力団排除条例（平成24年大竹市条例第3号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員若しくは同条第3号に規定する暴力団員等又はこれらの者と密接な関係を有する者ではありません。
- ☐ 設置防犯カメラ等は、申請者が所有し居住している住宅に設置し、防犯のために継続的に使用します。
- ☐ 防犯カメラの撮影範囲は、申請者自身の敷地内です。
やむを得ず撮影範囲に敷地外が入る場合は、撮影範囲内の住宅等の使用者に事前説明を行い、同意を得ています。
- ☐ 防犯カメラ等の設置について同居人からの同意を得ています。
- ☐ 過去に大竹市家庭用防犯カメラ等設置費補助金の交付を受けたことはありません。
- ☐ 購入した防犯カメラ等は、新品のものです。
- ☐ 防犯カメラ等は、国、地方公共団体その他団体による他の補助金を受けて購入するものではありません。

同意事項

- ☐ 補助金の支給要件の該当性等を審査等するため、担当職員が必要な住民基本台帳情報、税情報等の公簿等の確認を行うことに同意します。

様式第 2 号（第 8 条関係）

年 月 日

様

大 竹 市 長

大竹市家庭用防犯カメラ等設置費補助金交付決定兼確定通知書

年 月 日付けで交付申請のあった大竹市家庭用防犯カメラ等設置費補助金については、次のとおり交付を決定したので、大竹市家庭用防犯カメラ等設置費補助金交付要綱第 8 条の規定により通知します。

・ 交付決定額（確定額）円

・ 交付条件

- （１） 大竹市補助金等交付規則を遵守してください。
- （２） 補助金交付の対象となった防犯カメラ等を他人に転売、譲渡、又は目的に反して使用しないでください。
- （３） 市や警察が行う調査又は資料の提出の求めがあったときは、ご協力をお願いします。

様式第 3 号（第 8 条関係）

年 月 日

様

大 竹 市 長

大竹市家庭用防犯カメラ等設置費補助金不交付決定通知書

年 月 日付けで交付申請のあった大竹市家庭用防犯カメラ等設置費補助金については、次の理由により不交付とすることに決定しましたので、大竹市家庭用防犯カメラ等設置費補助金交付要綱第 8 条の規定により通知します。

・ 不交付決定理由